

臨床実習指導施設の認定に関する規程

平成 28 年 10 月 1 日制定

平成 30 年 7 月 8 日改正

令和 3 年 10 月 2 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会(以下、「本会」という。)における臨床実習指導施設(以下、「指導施設」という。)認定に関して定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本会が認定する指導施設とは、診療放射線技師の臨床実習指導に関する一定の知識と技術、指導実践を有すると本会が認定した施設をいう。

(認定基準)

第 3 条 指導施設の認定基準等は、別に定める「臨床実習指導施設の認定に関する細則」によるものとする。

(本会の役割)

第 4 条 本会は、臨床実習指導を担う施設の組織的な指導体制の構築と、診療放射線技師の知識や技術を高めるための支援等を積極的に行う。

2 指導施設認定に関する審査およびその他必要な業務は、臨床実習指導教育委員会(以下、「委員会」という。)が行う。

3 臨床実習指導施設認定に伴う事務は、本会事務局が行う。

(認定申請・更新手続き)

第 5 条 指導施設の認定または更新申請をする場合は、施設代表者が当該申請書類を本会事務局に送付する。

2 認定または更新申請書類提出までに以下の申請手数料を所定の手続きによって納付しなければならない。

(1) 認定手数料 20,000 円

(2) 更新手数料 10,000 円

なお、既納の申請手数料および更新手数料はいかなる理由があっても返還しない。

(審査方法)

第 6 条 委員会は、提出された書類によって指導施設の認定審査を行い、適格と判定した施設を指導施設の認定候補として理事会に諮り、承認を得るものとする。

(公告)

第 7 条 本会は、認定施設を速やかに日本診療放射線技師会誌、本会ウェブサイト、その他必要と認める媒体にて公告する。

(有効期間)

第 8 条 指導施設認定の有効期間は、前回の認定を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から 5 年とする。

(認定の取り消し)

第 9 条 指導施設が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会および理事会の議を経て、その認定を取り消すことができる。

- (1) 指導施設が認定の辞退を本会に申し出たとき
- (2) 申請書類に虚偽があったとき
- (3) 臨床実習指導施設の認定要件を満たさなくなったとき
- (4) 理事会において指導施設として適当でないと判断されたとき

2 指導施設の認定を取り消しとなった場合は、認定証書を速やかに本会に返納しなければならない。

(守秘義務)

第 10 条 本会は、個人情報保護方針に基づき、認定審査に関して守秘義務を負う。

(改廃)

第 11 条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

第 12 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

- 1 この規程は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は平成 30 年 7 月 8 日から施行する。
- 3 令和 3 年 3 月 31 日までの申請に対しては、特例期間として申請手数料および更新手数料を無料とする。
- 4 この規程は令和 3 年 10 月 2 日から施行する。
- 5 令和 9 年 3 月 31 日までの申請に対しては、特例期間として申請手数料および更新手数料を無料とする。